

南部町における自家用有償旅客運送について（概要）

南部町公共交通会議事務局

1. 背景

南部町では平成 16 年の旧西伯町と旧会見町の合併に先立ち、旧町を結ぶ公共交通手段がないことから町を事業主体とし、民間事業者に運行委託する「南部町循環バス（※現 北部エリア）」の運行を始めた。その後、平成 25 年には町唯一のタクシー事業者が廃業し、平成 30 年には町の中山間地を走る路線バスの一部路線におけるキロ程の縮小が決まった。この交通空白地を解消するため、路線バスを補完するフィーダー線として「町営ふれあいバス（※現 南部エリア）」の運行を平成 30 年から開始した。

このように、南部町の公共交通は路線バス主体から町営ふれあいバス主体へと変遷し、町民生活になくてはならない生活交通となっている。

2. ふれあいバス(自家用有償旅客運送)に係るこれまでの経過

- 平成 16 年 8 月 「町営循環バス(21 条運行)」運行開始
- 平成 20 年 「ふれあいバス（79 条運行）」に名称変更
 - ・自家用自動車による有償運送が許可、有償運送開始（3 月 19 日許可）
- 平成 22 年 運送継続のための更新登録申請（3 月 17 日許可）
- 平成 25 年 運送継続のための更新登録申請（3 月 13 日許可）
- 平成 28 年 運送継続のための更新登録申請（3 月 9 日許可）
- 平成 30 年 「町営ふれあいバス(現 南部エリア)」導入に伴う路線及び区域の拡大
(9 月 27 日許可)
- 平成 31 年 運送継続のための更新登録申請（3 月 25 日許可）
- 令和 3 年 現北部エリアに区域運行導入（3 月 3 日許可）
- 令和 4 年 運送継続のための更新登録申請（3 月 1 日許可）
- 令和 5 年 現南部エリアに区域運行導入（9 月 28 日許可）
- 令和 7 年 運送継続のための更新登録申請（今回の申請）

3. 事業概要

- (1) 事業主体 南部町
- (2) 運行事業者 日本海観光株式会社（南部エリア）
株式会社ジャパントラフィックプランニング（北部エリア）
- (3) 使用車両 別添のとおり（※ R7.2.19 現在）
- (4) 運送実績

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数（人）	34,201	32,687	38,992	38,518	27,147	24,462	27,826